

高額医療 高額介護 合算療養費を支給します

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減のため、それぞれの自己負担の合計が限度額を超えた方に、超過した分の額を支給します。

医療と介護の両方に自己負担のある同一世帯

支給要件

医療保険上の世帯単位で、平成21年8月1日～平成22年7月31日の医療保険と介護保険の自己負担額(※1)を合算した額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給します(超えた額が500円以下の場合対象になりません)。

※1 高額療養費、高額介護(予防)サービス費で対象となる自己負担額が対象です。高額療養費や高額介護(予防)サービス費が発生している場合は、その額を自己負担額から控除します。

所得区分	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳以上75歳未満の方) 後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳未満の方)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得者2	31万円	34万円(※2)
低所得者1	19万円	

- ・現役並み所得者(70歳以上)・・・住民税課税所得が145万円以上の世帯
- ・上位所得者(70歳未満)・・・総所得金額等から33万円を差し引いた額が600万円を超える世帯(国保未加入の世帯主は含めない)
- ・低所得者2(70歳以上)・・・世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税で、低所得者1に該当しない世帯
- ・低所得者1(70歳以上)・・・世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税で、世帯員それぞれの所得が0円の世帯(年金収入のみの方は、受給額80万円以下)
- ※2 低所得者(70歳未満)・・・世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税の世帯
- ・一般・・・他のどの所得区分にも該当しない世帯

申請方法

平成22年7月31日時点で加入している医療保険者に申請してください。

①三鷹市国民健康保険に加入の方

平成22年7月31日時点で三鷹市国民健康保険および三鷹市介護保険に加入していて、平成21年度分(平成21年8月～平成22年7月)支給額が発生する世帯には、お知らせを1月下旬に送付する予定です。

国民健康保険および介護保険の被保険者証、印かん、銀行などの振込口座の分かるものを持参し、保険課(市役所1階9番窓口)へ申請してください。

②後期高齢者医療制度に加入の方

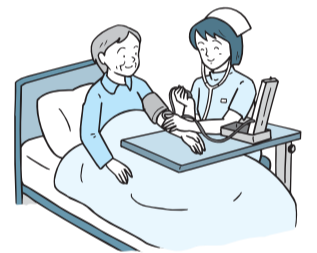
該当する方には、1月下旬に東京都後期高齢者医療広域連合からお知らせが送付されますので、保険課高齢者医療係(市役所1階10番窓口)へ申請してください。

①②以外の医療保険に加入の方

加入している医療保険者にお問い合わせください。なお、各医療保険者への申請には、三鷹市介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。証明書の発行は、医療保険および介護保険の被保険者証、印かん、銀行などの振込口座の分かるものを持参し、高齢者支援課(市役所1階11番窓口)で被保険者ごとに申請してください。後日自宅へ郵送します。

※計算期間内に医療保険や介護保険の異動があった方は、異動前の保険における自己負担額を証明する書類(自己負担額証明書)を添付して、平成22年7月31日時点で加入している医療保険者に申請してください。
 ※高額医療・高額介護合算療養費は、事由発生日から2年を経過すると時効となり申請できなくなります。ご注意ください。

国民健康保険の方は保険課国保給付係☎内線2386、後期高齢者医療制度の方は保険課高齢者医療係☎内線2384、介護保険の自己負担額証明書は、高齢者支援課介護給付係☎内線2684へ



認可保育園第1次選考 内定者の公表と2次募集

子ども育成課☎内線2732

◆平成23年4月1日入園内定者の公表

下記の期間、子ども育成課の特設電話☎内線2745・2746(2月3日・4日のみ)で、第1次選考の内定結果の問い合わせにお答えします。

- ☑ 一斉受付期間中(平成22年12月1日～7日)に申し込んだ方
- ☑ 2月3日(木)・4日(金)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※内定の可否は別途文書で通知します。

◆2次募集の受付

各保育園の2次募集の状況を、2月7日(月)から子ども育成課(市役所4階45番窓口)に掲示します(電話での問い合わせも可)。

- ☑ 一斉受付期間中に申し込み済みで希望園の変更をする方、新たに新年度入園を申し込む方
 - ☑ 2月25日(金)午後5時までに、直接子ども育成課へ
- ※第1次選考で内定しなかった方は、希望園で追加募集があった場合に自動的に2次選考の対象になるため、申し込みは不要です。

※2次募集の内定の発表は3月8日(火)の予定です。内定者には別途連絡します。



※三鷹市国民健康保険からほかの保険に変更した方、または転出した方は、市から郵送した

※クーポン券がない方はお問い合わせください。
 ☎総合保健センター☎46-3254

☑ 三鷹市国民健康保険に加入している40～74歳の方(特定健診)、75歳以上の方(後期高齢者健診) ※受診票がない場合はお問い合わせください。
 ☎ 保険課特定健診係☎46-3271
 ☎ 社会保険などに加入している場合
 三鷹市国民健康保険以外の社会保険など(国保組合を含む)に加入している方、およびその扶養家族の特定健診は、保険証を発行している保険者にお問い合わせください。その際、市独自の健診項目(胸部X線検査など)も受診できる場合がありますので、受診する医療機関でご確認ください。

☑ 平成22年4月1日の年齢が、子宮がん検診は20・25・30・35・40歳、乳がん検診は40・45・50・55・60歳の女性
 ※受診期間中は混雑するため受診できない場合があります。
 ☑ 無料クーポン券での子宮がん・乳がん検診
 受診期間は3月15日(火)です。保険者から「特定健診受診券」を受け取った後、受診する医療機関を予約してください。

特定健診・後期高齢者健診

受診期間が近付くと医療機関が大変混雑します。早めに受診しましょう。

受診期限は 1月31日(月) です

特定健診・後期高齢者健診
 無料クーポン券での
 子宮がん・乳がん検診